

7-(1)	行政情報の有効な利活用のための情報連携基盤の構築
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	
要望の具体的内容	<p>国民の利便性の向上、行政および民間企業のサービスの向上や事務効率化、コスト削減を図る観点から、行政が保有する国民の情報（例えば住民基本台帳）について本人からの要請や事前の同意等により、民間による有効な利活用を推進するなど、官民で情報を連携するための基盤を構築すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>現在、行政が保有する情報を連携する基盤がないため、国民（住民）・行政・民間企業に以下のような多大なコスト・時間・労力が発生している。</p> <p>例えば、生命保険会社に関する事務については以下の通り。</p> <p>①被災者に対する確実な保障の提供にあたり、被保険者の死亡事実を確認し、正当な請求権者を特定する必要がある。生命保険会社が行政情報を確認し、正確な情報を迅速に把握することが可能となれば、保険会社から被災者に対する請求勧奨を行うことが可能となる。</p> <p>②迅速かつ確実な保険金等の支払にあたり、年金においては顧客が市区町村長証明印を受けた現況届を書面にて生命保険会社に毎年提出する必要があるが、高齢の年金受取人にとっては移動や郵送等の負荷がかかる。</p> <p>③契約期間が長期にわたる生命保険においては、顧客が転居や改姓等の変更届出を提出する必要があるが、届出がないために顧客の重要な連絡・案内等が還付された場合、顧客の属性情報の把握に多大な労力・時間がかかり、タイムリーな情報提供が困難となる。</p> <p>番号制度導入に関しても同様に、情報連携基盤について検討されているが、特に、金融機関等の国民生活に密接に関わる準公的な性格をおびる機関については積極的に情報の連携を認めるべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	内閣官房IT担当室、総務省自治行政局、各地方自治体

7-(2)	行政機関への提出書類の電子化および情報連携基盤の構築
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用法施行規則19条</li> <li>・国民年金法施行規則31条</li> <li>・厚生年金法施行規則31条</li> <li>・戸籍法第86条</li> <li>・戸籍法施行規則第73条</li> <li>・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第7条</li> <li>・地方税法、各地方自治体の税賦課徴収条例および条例施行規則</li> <li>・雇用保険法施行規則 など</li> </ul>
要望の具体的内容	<p>国民が行政機関に申請・届出を行う際、他の行政機関、あるいは民間機関(医療機関、企業など)から取得した書類を添付して申請・届出を行うことがあるが、行政機関はこれらを電子的に受け取れるようにすべきである。また、特に行政機関の書類については、行政機関同士が連携して直接取得できるようにすべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>例えば、民間機関による証明書を必要とする行政手続きは以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険給付(雇用保険被保険者離職票)</li> <li>・障害基礎年金の決定請求(診断書)</li> <li>・死亡届(死亡診断書)</li> </ul>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省、法務省など

7-(3)	申請・届出等手続きの電子化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	警備業法 航空法
要望の 具体的内容	<p>各種申請や届出等の手続きについて、コストベネフィットを検証しつつ、添付書類の削減により、インターネット経由で完結するようにすべきである。</p> <p>例： ①警備業法上の申請・届出 ②航空機登録に係る申請・届出</p>
規制の現状と 要望理由	<p>利用率が低い、国以外の関係機関との連携ができない、等の理由により、電子申請が廃止された手続についても、電子情報を正とし、行政機関間の連携により添付書類を不要化し、インターネット経由でのオンライン申請のみで手続きが完結できれば、効率化できるものがある。手続きの全部または一部(軽微な変更や異動等による変更等)ができれば、申請・届出等の手続きを大幅に効率化できる。</p> <p>①について 警備業法においては認定、営業所や機械警備業務の届出、営業所の変更や指導教育責任者の選任替え等の申請・届出を行う場合は、当該都道府県の区間を管轄する公安委員会に、内閣府令で定める書類を添付したうえで、内閣府令で定める事項を記載した届書を提出しなければならないとされている。現状、届出、控えの保管は全て紙ベースで行われている。</p> <p>②について 以前は、オンライン申請が可能だったが、2010年3月末に、オンライン申請が停止された。当時は、オンライン申請した場合でも、別途書面の郵送が求められたため、企業にとってオンライン申請のメリットが少なかった。しかし、申請の頻度が比較的高いため、企業側には、手続きがオンラインで完結するのであれば、オンライン申請をしたいというニーズはある。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	警察庁、厚生労働省医薬食品局審査管理課、 国土交通省航空局総務部監理部総務課

7-(4)	戸籍データの遠隔地保存
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	戸籍法8条
要望の具体的内容	<p>戸籍法8条の改正又は政令や通達により、戸籍データの庁外管理やバックアップデータの遠隔地保存を可能とすべきである。さらに、ICTの利活用により、本籍地以外の自治体窓口においても戸籍謄抄本や戸籍附票の交付を可能にすべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>東日本大震災において、特に行政分野では、自治体の業務に欠かせない戸籍や住民基本台帳などといった住民に関するデータが流されたり、原発事故による避難によってデータが利用できなくなったといった影響が出た。</p> <p>有事の際、行政サービスを迅速に復旧するには、情報の喪失・寸断を防止するバックアップ・ルートの確保が必要である。その実現方式として、遠隔地から提供される自治体クラウドの活用(戸籍情報の庁外管理)や、遠隔地へのデータバックアップ(戸籍情報の遠隔地保管)ができるようにすべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	法務省

7-(5)	公的個人認証サービスの民間事業者への利用拡大
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第1条、3条4項、17条</li> <li>・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則第6条</li> <li>・犯罪による収益の移転防止に関する法律</li> <li>・古物営業法第15条</li> <li>・携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則</li> </ul>
要望の具体的内容	<p>公的個人認証サービス(認証用途)を、十分なセキュリティを確保した上で、民間事業者がオンラインでリアルタイムに本人の認証・確認(実在確認)ができる仕組みを整備すべきである。また、番号制度の導入に関しても、電子証明書の記録媒体は、住基カードに限定せず、民間で普及が進む携帯電話端末やFeliCa等のICカードに拡大することにより、民間の新たなビジネスの創出をすべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>現在、公的個人認証サービスに認証用途を付加することが検討されているが、今後インターネットサービスや電子商取引が普及・発展していくなかで、安全・安心なサービス利用や取引を実現するためには、なりすまし防止や確実な本人確認を確実に行う必要がある。そのためには民間が使える公的な認証基盤(公的個人認証サービスの認証用途)が必要となる。公的個人認証サービスへの認証用途の付加にあわせ、その民間開放も行うべきである。</p> <p>また、民間ではICカードインフラの整備が進み、国民だれもが、あらゆる場所で、電子マネーを始めとしたICカード・ICチップ搭載携帯電話を利用することができる。一方、住基カードをベースとした現在の電子行政サービスは利活用の遅れが顕著(各行政機関において92%の手続が、オンラインにより申請・届出等を行うことが可能となっているが、その利用率は34.1%。平成21年8月総務省発表)であるが、住基カードは、すでに普及した民間のITインフラとは互換性がないため、国民は電子行政サービスの利用のみのために別規格のICカード対応機器を購入する必要があり、その初期設定も煩雑となっている。住基カードの発行枚数も極めて低く、国民本人の証明を行う公的ICカードにより電子行政サービスの利活用の促進が妨げられている。</p> <p>なお、本件については、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(2010年9月10日閣議決定)では、「公的個人認証サービスについて、民間事業者がオンラインでリアルタイムに本人の認証・確認ができる仕組みを整備することについて、平成22年度から検討を開始する。」とされているが、検討を急ぎ早期に結論を得て措置すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省

7-(6)	情報処理事業者が医療情報を受託する際のデータセンターに関する要件の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	経済産業省『医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン』(平成20年3月)
要望の具体的内容	<p>情報処理事業者が医療機関から医療情報を受託する際のデータセンターに関する要件について、医療機関ごとにサーバを区分けするとの要件を撤廃し、クラウドサービスが効率的に提供できるようにすべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>経済産業省のガイドラインによると、情報処理事業者内で医療機関等から受託され医療情報を管理する場合、物理安全対策(7.6)のため、情報処理事業者専有のサーバラックとして、十分な強度を持ったサーバラックを選定し常時施錠するほか、医療機関ごとに情報処理機器を分け、それらの機器の間に物理的な障壁を設け、物理的なアクセス中は情報処理事業者が立ち会う等、別の医療機関から受託した医療情報にアクセスする機会を作り出さないよう配慮することを求めている(ガイドライン57ページ)。</p> <p>そのため、外部に委託をする際も医療機関は、サーバ等を用意する必要があり、費用を考えると病院内で整備するケースとあまり変わらず、医療情報を情報処理事業者に委託するメリットが少ない状況にある。</p> <p>震災に伴い、クラウドサービスによる情報の保管、バックアップが拡大しつつあるなか、医療分野においては上記要件がその普及の妨げとなっている。</p> <p>したがって、医療情報を取り扱う専用のサーバーであれば、医療機関ごとの区分けが不要とするよう要件を見直すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省商務情報政策局

7-(7)	情報システムの政府調達に係る規制の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	平成18年8月25日付 財務大臣通知「公共調達の適正化について(財計第2017号)」
要望の具体的内容	<p>情報システムの調達における再委託に係る規制の柔軟な運用を図るべきである(民間企業における適正な再委託の容認、再委託契約情報の開示に関する柔軟な制度運用等)。</p>
規制の現状と要望理由	<p>平成18年8月25日付 財務大臣通知「公共調達の適正化について(財計第2017号)」では、「一括再委託の禁止」、「再委託を行う場合の契約金額の開示」を各府省に求めている。本通知の趣旨は、公益法人等との安易な随意契約並びに不適切な再委託(丸投げ)に焦点をあてたものと理解できるが、契約者が民間企業である場合には、民間企業の健全な事業活動を阻害する要因となることが懸念される。以下2点について柔軟な制度運用を求める。</p> <p>① 民間企業においてはそのビジネス戦略上、特定分野の業務(運用・保守業務等)を関係会社に移管することで企業グループ全体として経営資源の最適配分を図る事業構造をとる場合がある。このような場合の再委託は、グループ企業内での事業分担・事業委託であり、本通知が求める「調達の適正化」の対象とは本質的に異なることから、不透明・不適切な一括再委託と同じ扱いではなく、適切な再委託として容認すべきである。</p> <p>② 契約情報は官民を問わず機密情報として取り扱うべきであり、特に受託者が民間企業の場合には、再委託金額の開示により、企業のコスト構造等やシステム開発戦略などを分析・推測される可能性のある情報を開示することにつながる。したがって、再委託の承認要件として画一的に再委託金額の開示を求めるのではなく、民間企業が請負業者となる場合には、ビジネスへの影響を考慮しつつ、不透明・不適切でない再委託であることの論拠となる情報を開示させるよう、柔軟な制度運用を図るべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	財務省

7-(8)	住民税特別徴収関連手続き全般の電子化・オンライン化および窓口の一本化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	地方税法第317条の6、第321条の4・5、地方税法施行規則第2条、第10条
要望の具体的内容	<p>住民税特別徴収に係る全ての手続きは、eLTAXをベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべきである。これにより、①給与支払報告書の電子データ提出の窓口の一本化、②企業に対する課税通知書の電子化(1企業に対して1つの電子データでの提供)、③個人への課税額通知方法の見直し(データを一本化し、各納税者が専用HPへアクセスすることにより参照できる仕組みを構築する)、④各種異動手続きのオンライン化、(5)各種書類のフォーマットの全国統一、を実現すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>①総務省により地方税の電子化(eLTAX)が進められてはいるが、市区町村単位の対応となっており、東京23区でもまだ一部の区が導入していない状況である(2011年6月現在 19区536市426町81村)。現状では、電子納付の利用は現実的ではなく、結果大量の紙を各市町村へ郵送せざるをえない。早急に全国展開を実現し、全市町村分の電子データを一括で受け取れる窓口を構築し、市町村番号等で各市町村に振り分けるべきである。</p> <p>②課税通知書・総括表・税額変更通知書のフォーマットが市町村ごとに異なることにより、管理が困難かつ非効率な状態であるため。</p> <p>③入力ミスによる誤徴収防止のため。</p> <p>④上記③と同様。</p> <p>⑤上記②と同様。</p> <p>なお、①⑤については、上記理由に加えて、自然環境保護(紙の削減)や個人情報流リスクの削減等の効果がある。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省、各地方自治体



7-(9)	電子帳簿保存の承認要件の緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	電子帳簿保存法
要望の具体的内容	<p>電子帳簿保存法に定める「一貫性」「相互関連性」「見読可能性」「検索機能」等は、紙帳簿では具体的に求められていない要件である。紙による保存よりも過度に厳格となっているこれらの要件を見直すべきである。</p> <p>電子帳簿保存により、企業サイドのみならず、当局の事務効率化も図るよう、紙による保存よりも、電子的保存を促進する観点で法を見直すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>電子帳簿保存法では、会計システムや関連業務システムにおける明細データを電磁的に記録し保持すること、会計関連データの訂正・加除履歴の保持や検索性を確保することなど、電子帳簿保存法の承認を受ける要件が過度に厳格で、コストを伴うものとなっており、企業の税務関係書類の電子化が阻害されている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国税庁

7-(10)	全地方自治体における法人地方税、償却資産税の電子申告・届出(eLTAX)の可能化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	地方税法
要望の具体的内容	法人の申告業務の簡素化のため、すべての地方自治体で法人地方税、償却資産税の電子申告ができるようにすべきである。
規制の現状と要望理由	<p>現在、全都道府県及び全市区町村がeLTAXに接続しているが、一部の自治体では法人地方税、償却資産税の電子申告(eLTAX)が導入されていない。</p> <p>「国民の声」に対する総務省回答によると、2010年12月現在、全1,727市町村のうち、法人事業税及び法人住民税の電子申告が可能な自治体は、全都道府県及び1,003市町村(全都道府県及び全市町村の約6割)、償却資産の固定資産税の電子申告が可能な自治体は、977市町村(特別区は東京都において対応)(全市町村の約6割)となっている。</p> <p>このため、複数の自治体で事業活動を行う企業では紙と電子による手続きが混在しており、業務が煩雑になり効率化につながらないため、すべての地方自治体での電子申告・届け出が可能となるようにすべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	各地方自治体

7-(11)	電気通信事業法に基づく端末認証における絶縁抵抗要求の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	端末設備等規則第6条
要望の具体的内容	<p>通信事業者の回線に接続する通信端末は端末認証を受けることが要求されており、当該規則によれば端末設備の電源回路と筐体および事業用電気通信設備の間の絶縁抵抗を測定することとなっている。しかし、無線通信回線のみで事業者回線と接続される機器の場合、絶縁抵抗の要求自体が無意味であるため、要件の見直しをすべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>当該規則では、「端末設備の機器は、その電源回路と筐体及びその電源回路と事業用電気通信設備との間に次の絶縁抵抗及び絶縁耐力を有しなければならない」とされており、現状では電源回路(ACアダプタの一次側端子等)と筐体(プラスチック筐体の表面等)の絶縁抵抗を測定することが認証試験所から求められている。</p> <p>しかし、電源回路と筐体の間の絶縁抵抗は電気用品安全法で管理されるべきものであり、電気通信事業法で規制するのは二重規制であると思われる。また、電源回路と通信事業者の設備との絶縁抵抗については、無線通信回線のみを用いて通信事業者の回線に接続する機器(例:携帯電話)においては、絶縁抵抗が通信事業者の回線に影響を及ぼす可能性は皆無であり、何のためにこの試験が課せられるのか不可解である。</p> <p>海外においてはこのような試験は把握する限り求められておらず、当該要求は日本企業にとって試験時間、費用の点で全く無駄といえるので要件の見直しをすべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省

7-(12)	国際ローミング協定における認可対象範囲の縮減
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	①電気通信事業者法(第40条) ②電気通信事業者法施行規則(第27条) ③電気通信事業報告規則(第5条)
要望の具体的内容	①新規契約締結時の事前承認の見直し ②以下の場合の認可手続きの見直し (1)既に協定等を締結している外国事業者と精算料金変更に伴う当該協定等の変更する場合、同一の特定対地内で既に協定等を締結している他の事業者よりも精算料金が高くなることが明らかなとき (2)既に音声通話機能について協定等を締結している外国事業者とテレビ電話機能の精算料金を追加または変更する場合の当該協定等の変更 ③外国政府等との協定の契約及び変更に関する年度報告の廃止または報告内容、報告基準の簡素化
規制の現状と要望理由	<p>電気通信事業者法施行規則一部の改正により(平成19年6月5日)、外国政府等との協定等の締結・変更等の認可対象範囲を縮減する規制緩和措置が講じられた。(既に音声通話の協定を締結している事業者とのTV電話の追加するときに精算料金が音声電話を上回らない場合、また既に協定を締結している事業者が提供事業者を加するときに精算料金が増加しない場合が認可対象外となった。)</p> <p>しかしながら、事業者における負荷が多大な状況に何ら変わりはなく、ユーザへの早期サービス提供も十分に実現できない状況である。当該現状を踏まえ、以下の理由から規制緩和を要望する。</p> <p>-ユーザへの早期サービス提供の実現 認可までに約2週間を要していることから、1ヶ月サービス提供が遅れる場合がある。認可の対象外となれば、協定締結等までの時間が大幅に短縮され、併せて手続きも簡素化されることにより、サービスの柔軟な提供が可能となり、ユーザーの利便性が向上する。</p> <p>-ユーザの利益保護の要件を充足 日本国内のアクセス・チャージについては指定事業者以外は届出していない現状を鑑みると、ユーザの利益は保護されていることが前提となっている為、海外事業者へのアクセス・チャージも同様の視点から考えれば、不要と考える。</p> <p>-事業者における負担軽減(例えば、約2人月の人的リソースが軽減される見込み)</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省料金サービス課

7-(13)	簡易無線局における空中線量および空中線利得の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	無線設備規則第54条第5号
要望の 具体的内容	<p>950MHz帯の送信設備(リーダーライター、以下、R/W)を移動させながら使用する場合は、無線設備規則第54条第5号で規定された「送信空中線250mW+絶対利得3dBi」(以下、送信出力)での電波送信となるが、送信出力としては不十分であることから、構内無線局設備と同等の「送信空中線1W+絶対利得6dBi」が使用できるよう規制緩和がなされるべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>現在、生産・物流分野における物品管理等で利用されている950MHz帯電子タグ(以下、RFタグ)は、今後交通における設備管理や電力・ガス分野におけるスマートメーター管理等への利用拡大が検討されている。その場合、常時設置のR/Wではなく、作業者がハンデIR/Wを携帯しての使用が前提となる。例としては、高速道路を車で移動しながら、照明設備等に設置されたRFタグからの情報(装置の種別、設置時期、シリアルナンバー等)をハンデIR/Wによって読み取る作業が想定されるが、この場合はR/WとRFタグ間の長距離通信が必要となる。無線設備規則第54条第5号で規定される簡易無線局が使用できる送信出力は長距離通信に不十分であることから、無線設備規則第49条第9号で規定される構内無線局と同等の送信出力が使用できるよう規制緩和を要望する。実現すれば、RFタグによる装置および資産管理がより容易となり、業務効率化、結果集計の迅速化が期待できる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	総務省総合通信基盤局電波部移動通信局

7-(14)	アンテナ(空中線)指向特性の規格の変更
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電波法関連審査基準,第5条,別紙2,第2 陸上関係,1 電気通信業務用(9)11GHz帯および15GHz帯の周波数の電波を使用する固定局
要望の具体的内容	<p>上記規制の別紙(9)-2「与干渉量の算出」における「干渉計算に用いる受信空中線の標準特性」をヨーロッパのアンテナ指向特性規格である「ETSI EN 302 217-4-2 V1.5.1 (2010-01)」の項目 4.2 Radiation Pattern Envelope (RPE)・11G ⇒ Range1, Class3および・15G ⇒ Range2, Class2(60cm未満)およびClass3(60cm以上)に統一すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>無線通信は災害時においてもダメージが比較的少なく、防災システムを構築する一つ的手段として注目を集めている。その無線通信システムの構築の迅速化につなげるために、アンテナの仕様の変更を求める。</p> <p>現在の日本の仕様では、上記周波数にかかるアンテナについては干渉問題を回避するため、比較的直径が大きく、重量があるオフセットパラボラアンテナを使用する必要がある。一方ヨーロッパ仕様では、より小型な標準タイプのパラボラアンテナが使用可能である。日本の仕様をヨーロッパと仕様を統一することで、30kg程度(従来比65%減)の軽量化と15cm(従来比20%減)というアンテナ直径の小型化が実現できる。それによりアンテナを設置するための強固な鉄塔や特殊な自立柱は不要となり、通信局設置の条件(場所)を 広げることができる。</p> <p>規格を統一することで懸念される受信時の干渉問題は、既存の誤り生成技術を駆使することにより回避できる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省 総合通信基盤局 基幹通信課

7-(15)	公共業務用無線局(固定局)の免許申請に関する規制緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電波法 無線設備施行規則
要望の 具体的内容	<p>6.5GHz帯(6,570MHz超6,870MHz以下)、7.5GHz帯(7,425MHz超7,750MHz以下)及び12GHz帯(12.2GHz超12.5GHz以下)の周波数を使用し、自治体などが防災などを目的とした無線通信網を構成するプロセスにおける規制を撤廃すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>自治体など地方公共団体における防災システム等の構築にあたり、無線通信インフラ構築の必要性は大いに高い。上記周波数帯は自治体などによる公共無線通信に割り当てられたものであるが、現状においては、無線通信固定局の建設にかかる申請手続きに時間やコストがかかるため、自治体による同システムの採用は進んでいない。</p> <p>そこで、公共団体による防災等の対応能力向上を推進するため、上記周波数帯においても無線通信固定局を建設する際の手続きを簡素化することを望む。無線局の免許を取得するためには、予備免許入手後に3ヶ月程度の電波検査を行なう必要があり、試験実施のための手続きの煩雑さや、コスト高が指摘されている。一方、通信機器メーカーが機器ごとの認証を受ける「技術基準適合認定証明」、もしくはメーカーの事前登録により機器に与えられる「工事設計認証」、を入手した機器を採用する場合、この検査は免除され、免許取得までの期間短縮(半減程度)やコスト低減を図ることができる。しかしながら上記周波数の無線通信固定局向け機器については、いずれの制度の対象範囲外となっている。</p> <p>両制度が設立された時点において、上記周波数帯製品への制度適応の必要性は認識されておらず、制度の対象外となったが、今般の震災でこの周波数帯の無線固定局の必要性は改めて認識された。無線通信固定局の早期立ち上げのためにも、この周波数帯も両制度の適応対象とすべきである。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省、法務省など

7-(16)	未認証無線通信機器の運用規制の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電波法4条
要望の具体的内容	<p>電波法第4条の無線局の開設条件を見直し、技術基準適合証明等を取得する前の未認証状態の無線設備であっても一定の条件下で免許不要で電波を発することができるようにすべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>一般に、無線通信機能を備えた機器を製品化する際には試作品で電波を発射して性能試験をおこなう必要がある。</p> <p>現在の電波法では、一部の微弱無線機器を除き、事前に実験試験局または特定実験試験局の免許を取得するか、技術基準適合証明等を取得する必要があり、開発期間や開発費用の増大の要因となっている。</p> <p>一方で米国のFCCは、未認証機器で電波を発射する際には通常一定の文言を表示する等のみで何等手続きなく合法的にすることができるよう47 CFR 2.803において規定している。</p> <p>設計環境をイコールフットイングにし、企業の国際競争力強化につながるよう、日本でもこのような簡便なルールを導入すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省



7-(17)	技術基準適合証明等の要件の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電波法第38条の6
要望の 具体的内容	<p>技術基準適合証明等を取得するための条件として、電波法第3章(無線設備)の要件を満たすこととされているが、無線モジュールで技適等を取得する際に登録証明機関からはモジュールの端子がコネクタであることが条件とされ、半田付けするタイプの無線モジュールは無線設備としては認められていない。これを認めるよう規制緩和すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>無線LANやBluetoothに代表される小電力データ通信システム等の無線設備は無線モジュールとして開発され、PC等の機器に組み込まれる場合が多い。このような無線モジュールはMini-PCI等の規格化されたコネクタによりホスト機器に接続されて利用されてきたが、モバイル機器等の小型化が進むのに対応して、小型機器では無線モジュールを一つの部品として直接ホスト基板に半田付けして省スペース化したいという要望が多い。</p> <p>しかしながら、このような半田付けモジュールでは無線設備としての要件を満たさず、技適等の適用は出来ないというのが登録証明機関の一般的な見解のようである。このような無線モジュールで技適等の取得ができないとなると、ホスト機器全体として技適等の取得をせざるを得ず、開発期間、試験費用等無駄が増える。一方で、米国を初めとした多くの国においてはモジュール認証が認められている。設計環境をイコールフットリングにし、企業の国際競争力が強化されるよう、半田付けモジュールを無線設備として認めるべきである。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	総務省

7-(18)	広帯域電力搬送通信(高速PLC)の規制緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電波法第100条第1項 電波法施行規則第46条の二第5号
要望の具体的内容	<p>現在、高速PLCの利用は屋内に限定されているが、屋外での利用が可能となるよう規制緩和すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>平成18年に高速PLCの制度化が行われた。通信ケーブルの敷設が不要となり、特に既設の建物内でのLAN構築等に、高速PLCは有効に活用されている。しかしながら、現在の高速PLCは2MHz～30MHzを使用する無線設備の運用を保護する観点から、屋内の利用に限定されている。</p> <p>今般、屋外設置した監視カメラ、センサー等の警備システムからの信号を屋内に取り入れたり、同じく屋外設置した電気設備の消費電力量をリアルタイムで屋内に取り入れる(HEMS)等、屋内と屋外を跨るデータ通信の需要が急速に高まっている。高速PLCを屋外の通信まで利用を拡大することにより、通信ケーブルの敷設が不要となるという効果だけでなく、今まで出来なかった多様なアプリケーションが創出されるものとする。</p> <p>諸外国では、適切な技術的条件のもと高速PLCの屋外利用が行われている例もあり、我が国においても、高速PLCの屋外利用(特に、屋内-屋外間)が可能となるよう規制緩和を要望する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局電波部電波環境課